

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ駆動用電動機の点検時、2台（C・D）のカップリングカバー等に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	放射性廃棄物処理建屋エリア放射線モニタの内、中央操作室（Ch. 26）において、「下限」警報の頻発が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
3	1号機	定期事業者検査（安全弁検査）の安全管理審査における立会審査中、要領書記載の圧力計精度と検査に使用中の圧力計精度に相違のあることが認められたため、対応検討。	B	5月7日再審議にてグレード変更「C→B」
4	1号機	燃料取扱い作業中の燃料交換機において、燃料つかみ具の動作不良（「放し」操作不能）が認められたため、当該交換機を点検・修理	C	
5	2号機	放射性廃棄物処理建屋加熱蒸気戻り系の復水回収ポンプ（A）において、グランドリーク量の増加が認められたため、当該グランド部を点検・調整	D	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機補助海水系の屋外計器ラック（A・B）において、その基礎部分に亀裂が認められたため、当該部を点検・補修	D	
7	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受潤滑油補助ポンプにおいて、グランド部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ建屋の空気圧縮機（A）において、油面計内部の汚れによる確認不能が認められたため、当該油面計を点検・清掃	D	
9	4号機	模擬燃料の燃料ラックへの挿入時、当該模擬燃料と燃料ラックとに干渉が認められたため、対応検討	C	
10	4号機	高圧復水ポンプ室局所空調機（HVH4-21）冷却水入口圧力計テスト弁において、操作ハンドルの外れが認められたため、当該操作ハンドルを取付	D	
11	4号機	復水脱塩装置樹脂ストレーナ（D・E）差圧計検出配管サポートにおいて、固定金具の外れ等が認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	タービン建屋1階グランド蒸気復水器室北東床面配管貫通部ラバーブーツにおいて、ゴムパッキンに破損が認められたため、当該パッキンを交換	D	
13	4号機	主発電機固定子冷却系の入口、出口冷却水温度指示計において、指示不良（小刻みなハンチング）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
14	5号機	タービン建屋試料採取系トランスミッタ盤において、ゼロ校正・パージガス流量調整弁の弁棒変形による調整操作不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	集中環境施設	消火系非常用供給弁の開操作において、動作不良（中間開度で停止）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	集中環境施設	ストームドレンサンプルタンク（A）空気作動入口弁において、制御用空気電磁弁の動作不良による入口弁の開動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外: 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで